

バンコク日本人学校 学校感染症一覧

児童生徒が感染症に罹患した場合、出席停止となります。（就学規程第6章第22条）

対象となる感染症は、日本の学校保健安全法で規定されている第1種～第3種の感染症に、外地であることを鑑み、タイ国内特有の感染症を加えた下表のものとなります。

該当する感染症に罹患した場合は、療養の方法について医師と相談するとともに、登校を再開してもよい日にちや条件等を確認いただき、療養期間が記載された診断書の発行を依頼してください。また感染症に罹患した旨、本校までご連絡ください。（就学規程第6章第23条）

健康回復後の出席にあたっては、医師の診断書を事前に本校に提出し、出席の許可を得てください。（就学規程第6章第24条）

< 感染症に罹患した場合 >

- 保護者は医師に、療養方法、期間、登校が可能な日にちや条件について確認する。
- 保護者は学校に、感染症に罹患した旨と、医師からの指示等について連絡する。
- 学校は、医師の指示した療養期間を出席停止として出席簿に記録する。
- 保護者は、健康回復後の出席にあたって、事前に診断書を学校に提出する。

出席停止の対象となる学校感染症			
第1種	新型コロナウイルス感染症	第3種	コレラ
	エボラ出血熱		細菌性赤痢
	クリミア・コンゴ出血熱		腸管出血性大腸菌感染症
	痘そう		腸チフス
	南米出血熱		パラチフス
	ペスト		流行性角結膜炎（はやり目）
	マールブルグ熱		急性出血性結膜炎（アポ口病）
	ラッサ熱		溶連菌感染症
	ジフテリア		ウイルス性肝炎
	重症急性呼吸器症候群（SARS）		手足口病
	急性灰白髄炎（ポリオ）		伝染性紅斑（リンゴ病）
	鳥インフルエンザ（H5N1）		ヘルパンギーナ
	第2種		インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）
百日咳		感染性胃腸炎（原因ウイルスに関わらず）	
麻疹（はしか）		EBウイルス感染症	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		急性気管支炎（RSウイルス感染症）	
風しん		デング熱	
水痘（みずぼうそう）		ヒトメタニューモウイルス感染症	
咽頭結膜熱（プール熱）			
結核			
髄膜炎菌性髄膜炎			

2022年10月31日現在